

諮問日 平成17年 1月27日

答申日 平成17年 3月25日

答 申

1 審査会の結論

第21回戸田マラソン大会のいわゆるスタッフボランティアの募集に応じて申込みをした異議申立人にそれを依頼しないこととした手続き上の文書(以下、「本件情報」という。)について、平成16年11月16日付けで戸田市教育委員会が異議申立人に対して行った非公開とした決定(以下、「本件非公開決定」という。)は妥当であり、審査会としても、本件情報を公開すべきでないと思料する。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件非公開決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 異議申立人は、平成16年11月4日付け書面をもって、戸田市教育委員会(担当部課、スポーツ振興課)に対し、戸田市情報公開条例(以下、「条例」という。)第6条の規定により、本件情報の公開を請求した。

イ 戸田市教育委員会は、本件情報が条例第8条第5号の事務事業の執行に関する情報に該当することを理由として本件非公開決定を行い、本件非公開決定は平成16年11月19日異議申立人に通知された。

ウ 異議申立人は、平成17年1月14日、本件非公開決定を不服として、条例第16条に基づき、戸田市教育委員会に対して異議申立てをした。

3 異議申立人及び戸田市教育委員会の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張の要旨

異議申立書及び異議申立人の意見陳述による、本件非公開決定を不当とする主張の要旨は、次のとおりである。

本件情報は異議申立人自身に関する情報であり、かつ、本件情報を異議申立人に公開したとしても格別の弊害、支障はないから、本件非公開決定は不当である。

(2) 戸田市教育委員会の主張の要旨

戸田市教育委員会の本件非公開決定通知書、情報公開等決定不服申立事案諮問書及び意見陳述による、本件非公開決定を正当とする主張の要旨は、次のとおりである。

- ① 本件情報は、第21回戸田マラソン大会のいわゆるスタッフボランティアの募集に応じて申込みをした異議申立人につきスタッフボランティアとして不適任と判断した情報であって、条例第8条第5号所定の人事その他の事務又は事業に関する情報に該当する。

のみならず、社会福祉法人戸田市社会福祉協議会が異議申立人ほか1名を相手方として、街宣活動等禁止の仮処分命令を申し立て、この申立てを認容する仮処分命令が発令されているところ（さいたま地方裁判所平成16年（ヨ）第169号事件）、社会福祉法人戸田市社会福祉協議会は戸田市の出資団体、外郭団体、関連機関であり、その会長（代表者）は戸田マラソンの主催者である戸田市の市長が兼任し、その理事のうち2名は戸田マラソンの主催者である戸田市教育委員会の委員が兼務していることにかんがみると、異議申立人と戸田市教育委員会とは係争中であると捉えることができ、したがって、本件情報は条例第8条第5号所定の訴訟に関する情報に該当するというべきである。

- ② 本件情報を戸田市民に公開した場合、戸田市教育委員会が異議申立人に関する個別の評価判断を通じ、戸田市が募集するボランティアについての応募、依頼の基準を示したものと誤解を与え、また、ボランティアの応募者に関する個人情報が開示されるという不安を市民に抱かせることとなり、今後の戸田マラソン大会その他のボランティア事務、事業にとって大きな障害となることは明らかである。

4 審査会の判断

審査会は、異議申立人及び戸田市教育委員会の主張、陳述、ならびに、戸田市教育委員会から提出された関連文書を検討した結果、以下の理由により、「1、審査会の結論」記載のとおりの結論に達した。

- (1) 条例第8条第5号は、実施機関の事務又は事業の適正な執行を確保するため、公開することにより、当該事務又は事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報を非公開とする旨を定めたものであり、本号に列挙された事務・事業はこのような情報を含むことが容易に想定されるものを例示的に掲げたものであって、その他のすべての個別の事務・事業が本号の対象となると思料される。
- (2) ところで、本件情報は、実施機関である戸田市教育委員会が主催した恒例のマラソン大会（平成16年11月21日開催の第21回戸田マラソン大会）におけるスタッフボランティアの募集に応じて申込みをした異議申立人に対し、スタッフボランティアを依頼しないことを決定するに際し、戸田市教育委員会事務局スポーツ振興課長が起案した稟議書であるから、「実施機関が行う事務（ボランティア事務）あるいは事業（恒

例マラソン大会の開催)に関する情報に該当することは明らかであると思料される。

なお、戸田市教育委員会は、社会福祉協議会の前記3、(2)、①記載の仮処分を戸田市と異議申立人との係争と捉えることができ、その意味で本件情報が訴訟に関する情報に該当すると主張するけれども、戸田市社会福祉協議会は、戸田市とは密接な関係があるとしても、そもそも戸田市とは別個独立の社会福祉法人であるから、戸田市教育委員会がいうように異議申立人と戸田市とが係争中であるととらえることができない。

- (3) 次に、本件情報の公開により、実施機関の行う事務又は事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるかどうかについて検討する。

本件情報は、ボランティアの採否に関する稟議書であることは既に述べたとおりであるが、戸田市社会福祉協議会や戸田市に対する異議申立人のそれまでのかかわり方、異議申立人がスタッフボランティアとして不適任である理由など、異議申立人に関する個人情報に記載されていることが認められるところ、このような本件情報を公開した場合には、戸田市民に対して、条例第8条第1号に反し、ボランティアの募集に応じた者の個人情報が原則的に公開されるという不安を抱かせることとなり、その結果、今後のボランティアの募集、採否に関する事務、今後のマラソン大会開催事業の執行にとって著しい支障が生ずることは明らかである。

- (4) 以上の次第により、本件情報は条例第8条第5号に該当するものであるから、これを理由として戸田市教育委員会がした本件非公開決定は妥当であるといわなければならない。

なお、本件情報は戸田市教育委員会が指摘するように異議申立人に関する個人情報と認められるから、本件のように異議申立人本人からの公開請求であっても、非公開とすべきであると思料され、この点にかんがみても、本件非公開決定は妥当であったというべきである。

- (5) よって、「前記審査会の結論」記載のとおり判断する。

以上